

首相・閣僚は 8 月 15 日に靖国神社の参拝、「玉串料」等を奉納しないでください

内閣総理大臣 高市早苗様

8 月 15 日の敗戦の日に、首相や閣僚たちが靖国神社に玉串料を奉納し、参拝する事態が続いています。これらの行為は日本国憲法第 20 条 3 項の「政教分離原則」の違反に当たります。また憲法尊重擁護義務違反ともなります。内閣総理大臣であるあなたをはじめ、閣僚らが、靖国神社という宗教団体に参拝し、奉納行為を行うことは、国や政府との特別な関係を印象付け、靖国神社を援助・助長・促進する効果を持ちます。首相や閣僚としての肩書において参拝したり玉串料を奉納することは、たとえそれを私費で支払ったとしても「私的行為」とは言い難く、公的行為と言わざるを得ません。

政教分離原則が日本国憲法に規定された背景には、国家神道体制のもとで伊勢神宮や靖国神社への参拝が国民に一律に義務づけられ、参拝しない自由は認められず、信教の自由が踏みにじられた歴史があります。特に靖国神社は戊辰戦争以来、天皇の側に立って戦死した者たちを神として祀ることにより軍国主義の精神的支柱としての役割を果たしました。靖国神社は、戦後は一宗教法人となりながらも、その教義は戦前・戦中と全く変わらず、国家神道の思想を今尚主張しています。そのような神社に首相や閣僚が参拝や奉納行為を行うことは、日本国政府が同様の偏った歴史認識を持つことが宣伝される効果を持ち、到底見過ごすことはできません。

私たちは、内閣総理大臣であるあなたや閣僚、さらに国会議員たちが、8 月 15 日に靖国神社へ参拝をしないよう、また「玉串料」奉納等の関わりをしないよう改めて要請します。そして、憲法第 20 条の定める「政教分離原則」を厳格に守り、戦前における「国家神道」を今尚主張している靖国神社への関わりを持つことがないように、重ねてここに要請するものです。

2026 年 7 月 29 日

政教分離の侵害を監視する全国会議

代表幹事 稲正樹、木村庸五

事務局長 星出卓也